



全方位均衡論と難民理論の接合：サウディアラビア 国内でのロヒンギャ難民の保護を中心に

中村, 覚

(Citation)

国際文化学研究 : 神戸大学大学院国際文化学研究科紀要, 61:35-63

(Issue Date)

2024-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100487337>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100487337>



全方位均衡論と難民理論の接合： サウディアラビア国内でのロヒンギャ難民 の保護を中心に

中 村 覚

1 課題と方法

1.1 本稿の射程

本稿は、主として、2012年6月以降の主にサウディアラビア国内におけるロヒンギャ危機¹への対応を検討する。この枠組を構想するために、全方位均衡論と難民理論を理論的に接合する。そしてこの複合的理論の枠組を用いて、サウディアラビア国内のロヒンギャの保護と、ロヒンギャの「ロビー活動」によるアピール活動について検討する。

ロヒンギャは、過去に繰り返されてきた体制による暴力の危機において、ミャンマー国内で暴力や人権侵害に晒され、国内や国外への避難を強制される事態を被ってきた。また、世界各国で難民やディアスポラとなってしまったロヒンギャは、それらの国々で市民権を得られず、生活状況の改善には限界が見られている（日下部・石川 2019）。そして、ミャンマーにおける安全、市民権と人権が保護される見込みが立たないため、まだ帰国する希望をもてないままである。その中で2017年、サウディアラビア国内でのロヒンギャの生活地区の改善プロジェクトは、ロヒンギャのための「世界で初」のプロジェクトと賞賛されたのである。

英語での国際報道では、サウディアラビアは、ムスリムの国であるが、ロヒンギャ危機に対して「何の措置もとっていない」とか、国内に在住しているロヒンギャを国外追放に処した等と語られてきた²。その理由として、サウディアラビアは、中国との貿易や投資などの経済的恩恵に配慮しているため、ミャンマー政府に対する国際的な追求を阻止してきた中国に同調していると語られて

いる³。また、サウディアラビアとロヒンギャの関係としては、2016年からミャンマー国内で武力行動を活発化したヤキン運動 (Harakat al-Yaqin: HaY. 後にアラカン・ロヒンギャ救世軍 Arakan Salvation Army: ARSA と名乗り始めたと思われる) が、「サウディアラビアから支援を受けていたテロ集団」であるとの指摘が関心を集めてきた⁴。また、サウディアラビアは、難民条約に未加盟であるので、サウディアラビアに流入した「難民」に分類されるべき住民は確認されず、難民に関する統計がないと言われてきた。

だが、サウディアラビアがロヒンギャ危機に対して「何の措置もとっていない」とか、「テロ集団を支援している」という見解は、本稿の指摘するように完全に誤報である。また、サウディアラビアは、テロ集団ではないロヒンギャを支援している。そもそも、イスラームの聖地マッカは、現在はサウディアラビアに位置するのであるが、通史的に見れば、世界のどこかで迫害されたムスリムが流れ着き、自由に住み着く避難所にもなってきた。これは、難民条約に依拠する国際政治とは異なるが、イスラームにおいてムスリム同胞を保護する慣行となってきたと言えよう。ただし、現代サウディアラビアは、国内のロヒンギャに対する政策を2013年以降に大きく改善した。

以下、本稿では、現代サウディアラビアの国内的対応とロヒンギャの「ロビー活動」の二つについて明らかにする。この際に、難民問題をめぐる政治を論ずるための理論枠組を工夫する。また本稿は、アラビア語資料を用いて、サウディアラビアのロヒンギャ問題への関与を明らかにする。

本稿は、全方位均衡論を批判的に応用して、グローバルなイシューである難民政治理論に適用する試みである。全方位均衡論は、日本では2010年以降に中村覚によって提唱され始めたが、途上国・小国・弱国の安全保障行動を説明する新しい理論として展開されている (中村 2014, 2017, 2023a, 2023b, 小副川 2021, 横田・金谷 2023, 山本 2023)。本稿は、発展途上国や小国が、国内安全保障を優先しながらも、難民政策などの特定のイシューに取り組む過程について、同理論の応用によって説明する複合的な研究方法を披露する。

本稿の作業を通じて、意外にも、ロヒンギャの政治主体としての取り組みを照射できる。サウディアラビアには1950年代からロヒンギャが移住してきてい

たが、同国に住むロヒンギャの中の高学歴者は、高いアラビア語能力を駆使して、同国内のメディアでロヒンギャ問題を繰り返してアピールし、同国の市民と政府を動かす成果をあげた。サウディアラビア政府は、マッカなどに住むロヒンギャに滞在を許可し、ロヒンギャ地区の生活改善に乗り出したのである。

1.2 ロヒンギャ危機を生じたミャンマーの国内政治・国際環境

ミャンマーでは、1988年から続いていた軍事支配が2011年3月に終焉した。同月、テイン・セイン元首相が大統領に就任して、民政移管と民主化推進を掲げ、大改革を推進し始めたのである(2016年3月まで在任)。国内では、2010年11月に総選挙を実施していたが、政治自由化をさらに推進して2012年4月に議会補欠選挙を実施し、最大野党、国民民主連盟(NLD)の選挙参加を実現させた。また2012年に入ると、国内の少数民族武装勢力と和解交渉を開始し、1月～2月に最大のカレン民族同盟(KNU)との停戦合意、他の八つの少数民族と予備的和平協定に合意した⁵。

ただし、ロヒンギャは、2012年以降のミャンマー政府による民族和解交渉の対象に含まれていない。そして、ロヒンギャ危機は、上述のミャンマーの政治自由化の過程で悪化していった。ミャンマーの軍部と仏教徒運動が共謀しながら、ムスリムに対する組織的暴力を繰り返していたようである。

2011年以降の政治自由化の過程で、2007年の軍部に対する仏教徒による大規模デモ「サフラン運動」の参加者約50万人が釈放されたが、それは2015年の総選挙に向けた準備の一環として実施されていた。テイン・セイン大統領は969運動を平和のシンボルと持ち上げた。969運動は、1988年の民主化弾圧の後、1991年に軍事支配が仏教勢力を懐柔するために始めた仏教運動に起源がある⁶。仏僧ウィラトウは、その運動に参加した2001年から反ムスリムの説教や宗教暴動を扇動し始めたが、2年後に逮捕され、2011年に釈放されていた。

釈放後、ウィラトウは、ミャンマーの経済自由化を逆手にとって国内のムスリムに対する経済ボイコットを提唱し、さらにムスリムに対する大衆的な憎悪を仏教徒の間に扇動し始めた。2012年6月以降に仏教徒とムスリムの衝突が発生すると、10月以降は仏教徒僧侶が扇動した組織的暴力により、同年内にはロ

ヒンギャ・ムスリム 190 名以上が殺害され、14 万人以上が強制移動させられることとなった。国内の最大の民主化勢力となった NLD の中でも 969 運動の支持者がいた⁷。2012 年 11 月 3 日に、ノーベル平和賞受賞者で NLD 党首のアウン・サー・スー・チーは、暴力を受けるロヒンギャを擁護しないとの趣旨を発言した⁸。この発言は、ムスリム諸国を含む世界各国で沸き起こるミャンマーに対する批判に、火に油を注ぐ事態を引き起こした。

ロヒンギャ危機では、上記のように仏教過激派の動機や、軍部や与党との協調が指摘されている。ロヒンギャ危機に関しては、まだ真相が解明されていない部分が多く、ミャンマーの軍事政権がラカイン州のロヒンギャに対して、民族浄化とも非難されるような厳しい住民追放政策を仕掛けた政治的な動機は、政策担当者の証言によっては確認されていない。だとしても、ミャンマー政府が、反乱集団やテロ集団の掃討の際にそれらが拠点とした地域の住民を根こそぎ追放する作戦を過去に実施してきた経緯は何度も指摘されている⁹。

1.3 難民問題の研究方法の課題

難民問題に関する理論的検討を提唱する小泉康一は、難民・強制移動問題に関して、多様で異なる成分から構成されるために、既存の科学的モデルでは分析できないことから、学問分野を超える学際的アプローチが必要とされると論ずる。そこで、法学、政治学、歴史学、経済学、人類学を組み合わせるグローバルな背景を理解する視点と現地調査の視点を統合する方法を提唱している。この際に、アプローチが断片化する問題を乗り越えなくてはならないが、小泉は、まずは、どの研究でもデータ収集の方法は強力でなくてはならないこと、また、難民生活の改善に寄与するという倫理的関心の共有が研究の改善に寄与すると論じている（小泉 2019, 49-51）。以上のように提唱された複合的な研究方法は、難民問題の解明のために総力を結集しようとする真摯な提案である。

本稿は、以上に提唱された研究方法の遂行を目指したい。本稿の研究事例であるロヒンギャ危機は、アジア地域と中東地域を横断し、難民問題、移民問題、レジーム・セキュリティ（政権の安全保障）、人権問題、地域機構論などの諸側面に関わる複合的な問題となっている。

だが、以上で小泉が示した研究方法では、アプローチが断片化する問題に対して、どのようにして統合的視点を可能とできるのかに関する処方箋が明示されていないと考えられる。

ほとんどの国際政治研究者や「地域研究者」は、自分が専門とする一国に関する視点を基調としているのが実情である。つまり、広く言えば専門地域がアジアや中東などのいずれかであるかにせよ、厳密に言えば、必ずしも「地域」全域に関して専門的な視座や知識を有しているわけではない。そこで、複合的性質を孕む研究テーマは難題であり、どのようにして複合的な情報や先行研究を統合する視点を設定することができるのかについては、独自に工夫を凝らす必要があると理解できる。だが、難民問題に対して、あるいは本稿の研究課題であるロヒンギャ危機のような複合的な事例に対して、統一的な視座を提供できる理論やモデルはあるのだろうか。

本稿は、難民問題をめぐる国際関係の事例研究に、全方位均衡論を批判的に適用する方法を工夫する。

1.4 断片的な情報の寄せ集めに統合的視点を設けるための全方位均衡論の有用性

全方位均衡論について確認しておく、以下の通りである。全方位均衡論によると、途上国地域の体制/政権 (regime) は、自己の生存のため、国内と国外の「全て (omni)」の方角から出現する脅威に対抗する必要がある。そこで体制/政権は、国外と国内のどちらかから出現する最も深刻な脅威に対して均衡するために政治的資源を集中して、二つ目の脅威を宥和する方式で、国外のパワーと提携したり、再提携したりすると理論化されている (David 1991, 235-242)。

全方位均衡論は、途上国地域の安全保障問題の急所を捉えた理論となっている。なぜなら、全方位均衡論は、国外からの脅威のみではなく、国内からの脅威の問題を分析視角に組み込んでいるからである。途上国地域の体制/政権は、統計的に言えば、国外から迫る脅威、つまり、侵略、征服、空爆などよりも、国内から出現する脅威、すなわち、クーデタ、革命運動、暗殺、テロリズム、民主化運動などの原因によって、より頻繁に打倒されてきた。

全方位均衡論の適用範囲だが、その理論の最初の提唱者である David は冷戦

中の事例を研究しつつ、「第三世界」としていた。Job は、弱国 (weak state) と指摘した (Job 1992, 12)。抽象度を高めて定義すると、国内の深刻な亀裂から暴力による紛争が引き起こされる正当性の脆弱性が指摘される国家は、全方位均衡論の適用対象であると定式化できるだろう (中村 2023b, 172-177)。

全方位均衡論は、知名度が低いために研究例が少なく留まっており、今後の工夫の余地が広く残されている。また、全方位均衡論は、実証研究と相性がよいという便利さがある。全方位均衡論は、レジーム・セキュリティー論であるが、以下の検討のように、政権以外の政治主体以外の行動についても説明する理論に発展できる。また、多分野にわたる現象を統合的に論ずる視座となれる。

1.5 本稿での全方位均衡論の適用方法

サウディアラビアは、経済上では、発展途上国ではなく、産油国という特殊な分類に分けられるが、全方位均衡論の適用対象の判別は、弱国か疑似国民国家なのかが基準である。この点で言えば、サウディアラビアは、全方位均衡論の適用対象となる¹⁰。全方位均衡論では、厳密に言うとは政府ではなく政権が分析の対象とされるが、本稿に限って言えば、記述の簡便さを求めるため、便宜上、「サウディアラビアの政権」ではなく、「サウディアラビアの政府」として記述しておいてよい。なぜなら、サウード家とそれを支えるエリートが全方位均衡論の「エリート」に相当するが、本稿の課題については、この「政権」とサウディアラビア政府はほぼ同じである。

全方位均衡論について考察すると、全方位均衡論は、途上国地域の国家の安全保障を実証的に分析するために、少なくとも、二つの政治主体から見える安全保障分析を総合しなくてはならないと気が付く。全方位均衡論では、「国家」という政治主体は、機能しないと実質的には仮定されている。そこで全方位均衡論では、「国家の安全保障」の代替として、政権の安全保障に関する分析と、社会の安全保障や個人の安全保障に関する分析を総合して、考察を練り上げる必要がある。つまり、ある国家の中の「社会 (集団)」や個人という政治主体は、政権に対して従順であるのなら、政権とは円滑な協力関係を築けるかもしれない。逆に、ある国家の中の「社会 (集団)」や個人が、政権に対して反乱の意図

をもち、それを行動で示すのであれば、政権と対決しなくてはならない。

本稿は、サウディアラビア政府のロヒンギヤ政策に加えて、ロヒンギヤの「ロビー活動」を分析対象とする。このように本稿は、政権のみならず、非国家集団を分析対象とするのだが、このような研究目的のために、全方位均衡論は、有効な方法であろうか。有効である。なぜなら、政権は、全方位均衡をとる政権と協力的に行動する社会集団の活動を容認する。このために、全方位均衡行動をとる国家（政権）と付き合う非国家集団は、その国家（政権）の全方位均衡行動に同調する性質を持っている。

本稿では、結論のやや先取りとなるが、サウディアラビアの政府とロヒンギヤの「ロビー活動」の関係は、協力的な事例である。サウディアラビア政府は、ロヒンギヤの「ロビー活動」の要望を叶えることにより、ムスリムの保護者としての正当性を高めることができる。ロヒンギヤの「ロビー活動」は、サウディアラビア政府に対する反乱の意図を持たない方針を採用することで、サウディアラビア政府の協力を得ることができる。

全方位均衡論は、難民問題のように、多くのイシューや分野に関わる研究テーマを論ずるための研究方法として用いることができるのだろうか。

全方位均衡論は、政治、経済、社会、安全保障、文化にわたる分野の出来事を統合する研究視点になれる。なぜなら、政権の生存に関わる安全保障上の危機は、政権にとって、政治、経済、社会、文化よりも優先度の高い解決課題である。それらの全ての分野には、政権の生存を図る安全保障の配慮が反映されていくのであり、それは長期政権の下ではハビトゥスとして政治社会に構造化される。

全方位均衡論は、アクターの行動に関して固定的な「型」を前提としない理論枠組みとして活用していける。全方位均衡論は、ある政治現象の因果関係に関する前提を置かず、分析を進める研究枠組として適用したり、応用したりできる。全方位均衡論は、ある体制（政権）の行動について、生存のために合理的行動を目指そうとするというメタ的な行動様式のみを定式化する方法をとることにより、地域研究者が得意とする研究方法を活かすことができる。つまり、全方位均衡論に立つ研究は、収集した資料に現れた相互関係や政治過程をそのまま帰納的に論ずる研究姿勢を保つことで、感度の高い分析方法となれるだろ

う。

1.6 全方位均衡論の批判的適用：難民理論との接続

本稿の事例は、途上国地域の難民に関わる政治である。だが、これまで全方位均衡論には、難民問題に適用された先行研究は見られない。そこで本稿の提案だが、難民に関わる政治過程における政権の行動について研究するために全方位均衡論を用いる研究は、政権による第一の行動原理を全方位均衡として仮定した上で、難民政治論における国家の行動に関するモデルを副次的に組み合わせ、統合的な作業仮説を組み立てることができる。

全方位均衡論は、多くのイシューに関する専門的な研究を下位理論として接合することで、適用できる政治研究上のテーマの幅を広げることができる。難民研究におけるアプローチの断片化問題への対応は、このように理論を二重に重ねる工夫により、可能となる。上位理論として全方位均衡論を位置づけ、副次的理論として、本稿の検討テーマである難民政治に関わる理論を組み合わせる。全方位均衡論は、政治、社会、経済、安全保障、文化にわたる現象を検討に取り込めるので、難民研究の課題克服との相性はよい。

この際に、新興・発展途上国（弱国、疑似国民国家）の政権については、全方位均衡論の考え方に沿って、二種類の脅威に対処するものとして考察する。政権にとっての脅威は、一つ目は存立的危機をもたらす脅威で、二つ目は正当性の脅威である。全方位均衡論においては、政権は、「存立的脅威にならないイシュー」では、軍事的対処や厳しい政治的対処をとるのではなく、正当性の維持や強化になる政策を推進するという副次的な行動原理に関する仮定を加えて検討することができる。ロヒンギャ危機の事例は、サウディアラビアにとって、サウード家の支配を転覆するような問題ではない点で、存立的脅威ではないイシューである。ただし、サウディアラビアにとって、この危機を長期にわたり放置すると、正当性の危機をもたらすリスクが生ずることとなる。なぜなら、サウディアラビアの国民は、世界のムスリム、困窮者、孤児、難民への救済や慈善活動を国家的なアイデンティティーと見なしている（Yamani 1997, 72-73）ので、もしも政府やサウード家がロヒンギャ危機を放置すると国内から批判

を受け、威信を損ねてしまうからである。

小泉の難民論の中の政治に関する主張を本稿の観点で要約すると、諸国家と国際機構は、難民問題の解決を本国帰還、現地統合、再定住の三つの解決方法に縮減してきたという（小泉 2019, 17）。さらに国家や国際機構は、国際難民法が国家を通じて難民を守るようにできているにも関わらず、難民を制度によって保護せず、福祉への依存者として半永久的に收容する制度をつくり、難民の苦境を永続化する場合があるという。また、「入管における人権侵害は、一般的な現象になってきた」として難民に対して頻繁に見られる人権侵害、強制移動、排除のパターンを列挙している（小泉 2019, 6-11, 11-18, 22-26）。これらをまとめると、国家や国際機構は、難民問題に対して、難民の本国帰還、現地統合、再定住、難民の永続化の四つの選択肢をもつとまとめられる。また、「人権保護、自由移動、包摂の政策セット」と「人権侵害、強制移動、排除の政策セット」の選択肢をもつ。

以上の全ての議論を総合すると、難民政治に関わる政権の行動に関する本稿の仮説は、以下のように4点となる。

仮説1 政権は、全方位均衡を優先的な行動原理とする。

仮説2 政権は、全方位均衡をとる政権と協力的に行動する社会集団の活動を容認する。

仮説3 政権は、難民に対して、本国帰還、現地統合、再定住、難民の永続化の四つからいずれかの解決方法を選ぶ。

仮説4 また、政権は、難民問題に対して、人権保護、自由移動、包摂の政策セットと人権侵害、強制移動、排除の政策セットの二つの中から選ぶ選択肢をもつ。

以上の抽象的な仮説群について、以下の本稿の事例研究では、「政権」をサウディアラビア政府、「社会集団」をロヒンギャの「ロビー活動集団」として、分析する。

1.7 資料

本稿で使用する資料は、1つ目に、ロヒンギャとミャンマーの紛争に関する資料である。The Associates to Develop Democratic Burma による BURMA

ALERT を英語で参照した。

2つ目に、本稿は、アラビア語資料を用いて、サウディアラビアのロヒンギャ問題への関与を多面的・多層的に明らかにする。この方法は、サウディアラビアによるロヒンギャ問題への関与についての国際報道の偏向を是正できる。

本稿は、2011年頃から、数名のロヒンギャのインフォーマントによる語りがアラビア語のメディアやインターネットサイトに流通し始めた点に着目する。サウディアラビアには1950年代からロヒンギャが移住してきていたが、同国に住むロヒンギャの中の高学歴者は、高いアラビア語能力を駆使して、同国内のメディアでロヒンギャ問題を繰り返してアピールしている。またアメリカで大学教授を務めるロヒンギャがサウディアラビアのメディアで頻繁に発言した。彼らは、国際会議でプレゼンできる能力や高いITリテラシーによる発信を通じて、ロヒンギャに関する国際広報活動を行っているのである。そこで、ロヒンギャのメディア Wikārat Anbiyā' Arakān (ARAKAN NEWS AGENCY) など、ロヒンギャによる発信を参照する。

本稿の使用する3つ目の資料は、サウディアラビアの報道である。サウディアラビアは、欧米のような表現の自由のない国家である。フリーダムハウスでは、常に自由度が最低水準の7である。このようなサウディアラビアの報道を資料とするのは、研究作法として誤りであろうか。

サウディアラビア研究を専門としてきた筆者の「地域研究」の経験からは、サウディアラビアにおける報道は、その正確度を以下のように注意しながら活用できる。サウディアラビアの新聞やテレビで個別具体的な事実に関して語られる内容は、高い正確さを保っている。なぜなら、サウディアラビアで、誤報は正当化されていないからである。そこで、サウディアラビアに関して、サウディアラビアの現地報道は、国際報道よりも、正確さ、情報量、議論の多面性を深めることができる。

ただし、サウディアラビアの報道では、語られないことの中に、語られたことを打ち消す事実が埋没している場合がある。また曖昧な数値や表現が発信されているときがあり、これは確認すると誤りと判明する 경우가多々見られる。その上で事実の解釈に関しては、サウディアラビア政府や宗教界は、特定のバ

ターンを維持してきたのである。

第1節を要約すると、本稿では、現代サウディアラビアの国内的対応とロヒンギャの「ロビー活動」の二つについて明らかにする。そのために、全方位均衡論を批判的に適用しつつ、難民理論と接続するために、四つの仮説をまとめた。資料としては、アラビア語での報道、特に数名のロヒンギャのインフォーマントによる語りがアラビア語のメディアやインターネットサイトに流通し始めた点に着目する。

2 サウディアラビアの全方位均衡とロヒンギャ危機

本節では、サウディアラビアによる国内のロヒンギャへの対応について検討する。まず、サウディアラビアがロヒンギャを難民と不法滞在者のどちらなのかを区別して対応しようとした経緯、次に、サウディアラビア国内のロヒンギャ地区の実態把握と再開発について検討する。

2.1 サウディアラビアへのロヒンギャ：難民か不法滞在者か

2009年10月、3000名のロヒンギャがマッカとジェッダの留置場で国外追放を待たされているという批判的な報道が伝えられた。右報道は、ロヒンギャのスマホからの情報をもとに記事を構成していた。その情報源は、数百名のロヒンギャが収監されているという目撃情報を添えていた¹¹。このロヒンギャたちについて、受け入れを表明した国はバングラデシュ政府のみであるとも報じられた。ただし、この記事は、この収監がなぜ実施されているのか、その経緯や理由に関しては十分に調査されていない報道ぶりであった。また、フリージャーナリストのJames Dorseryは、ロヒンギャの国外追放措置は、サウディアラビアの中国との関係が原因であると断定した¹²。だが、実のところ、Dorseryは分析不足であり、2012～13年にサウディアラビア国内において進められていた不法滞在者を一掃する大キャンペーンの経緯を踏まえていなかった。

サウディアラビアでのロヒンギャの移民労働者が関わるトラブルは、省略するが、いくつも報道されている。サウディアラビアの移民外国人労働者は、労働者としての権利が十分に保護されていないために、雇用主との間で係争に巻

き込まれやすい。それらは、必ずしもロヒンギャという民族性に由来して発生する事件ではないし、「難民の追放」措置に該当する事件でもないと言われられる。

上述のロヒンギャの収監は、2012～13年にサウディアラビアで、約77万5千人の外国人滞在者が「不法滞在者」として国外追放に処された経緯が背景となっていた（2012年に約57万5千人、2013年の最初の三か月に約20万人）。これは、2011年に導入された「企業規模別サウディアラビア人雇用義務づけ政策（Nitāqāt program）」の実施のためであった。この政策は、企業がその規模に応じて移民外国人労働者を雇用できる人数を制限する規制を強化する政策キャンペーンであった。この規制政策は、雇用の自国民化（サウディアラビア人化）を推進するために推進されていた。この政策は、企業の雇用主が上限として設定される外国人移民労働者の人数を超えて雇用すると、最高で罰金SR10万（ISR=3.75US \$）と懲役2年が課される厳しい法制度であった。また、外国人不法滞在者の一掃キャンペーンは、自国民の雇用拡大の他に、「アラブの春」の副産物であると指摘する論調がある¹³。サウディアラビアにおいて移民外国人労働者は、一定の偏見を含むのだが、犯罪の温床であり治安問題の一部でもあると見られている。小括すると、外国人「不法滞在者」を一掃するキャンペーンは、サウディアラビア人雇用の創出と、国内治安の二つを目標とした政策だったと言える。

このキャンペーン中、南アジア系では、パキスタン人約70万人とインド人約110万人以上が滞在資格を更新し、雇用主の変更や、職種の書き換えで対応した。インド人の約9万人は帰国し、約3千人が違法滞在となったと言われている。母国が内戦などで苦しむ各国の滞り者も、この一掃キャンペーンの影響を受けた。エチオピア人は、約16万人が帰国した。また、ソマリア人約4万人が出国させられた。また、違法滞在とされたエチオピア人約1万7千人が暴動を起こし、当局に降伏した。

以上と較べると、サウディアラビアに滞在していたロヒンギャは、国外追放に処された数や、拘束された数は、数千名なので「少数」に抑えられている。ただし、拘束されたロヒンギャの多くが、これといった処分を受けず、かといっ

て釈放もされないままに、留置期間が長期に及んでしまった様子である。これらの国外追放措置や長期間の留置は、サウディアラビア政府による人権侵害である。サウディアラビアの法制 Residence Regulations (No. 17/2/25/1337 of 1952) は、移民や非市民の地位や拘束に関する規則であるが、この国内規則を適用することなく、サウディアラビア政府は、不法滞在者の逮捕や国外追放措置に関する調査要請には応じていなかったと言える。

2012年に、Bangladeshの国外移民大臣 (wazir al-mughtarabina) は、「サウディアラビア国内の『Bangladesh労働者』の犯罪は、ほとんどがBangladeshの査証をもつビルマのロヒンギャによるものである」と発言している¹⁴。この発言は、いささかロヒンギャに対して差別的な視点が含まれるが、Bangladesh経由でサウディアラビアに入国したロヒンギャに関して、語られにくい一面を言い表している。

1992年から2011年までにサウディアラビアに偽造パスポートで入国したロヒンギャは、入国後、一時滞在許可証と労働許可証を入手することが出来ていた。だが、2011年以降に外国人移民労働者に指紋採取制度が導入されると、それ以前に違法な手段で入国した経緯のあるロヒンギャは、偽造の査証が見破られるようになり、逮捕や強制帰国の措置を受けるようになった。ロヒンギャのブローガーやUNHCRの担当官の中からは、ロヒンギャの強制退去を進めるサウディアラビア政府を非難する見解が示されたことがある¹⁵。だが、サウディアラビア当局は、それらの不法労働者がロヒンギャであると確認できないと見なすであろうし、不法行為をした外国人を国外退去に処する政策を優先する。

2020年2月、サウディアラビア政府は、Bangladesh政府と5万人のロヒンギャの帰国に関して協議したと報じられた。この協議では、サウディアラビアによるBangladeshへの投資拡大についても協議されたという。ただし、翌月、サウディアラビアは、Bangladesh政府の支援の上で、国籍確認を進め、長期間にわたりサウディアラビアに在住していたロヒンギャには査証の再発行手続きをとると表明した¹⁶。

サウディアラビアにおいて、外国人移民労働者の待遇や人権侵害の問題は間違いなく存在する。また、ロヒンギャが国外追放に処された事例が間違いなく

見られるが、それらについて、国際報道は詳細な検証を加えていなかった。実のところ、それらは、サウディアラビアのロヒンギャ難民に対する政策とは別個のもので、不法在留外国人への対応として処理されていた。

2.2 サウディアラビア国内のロヒンギャ地区の再開発

サウディアラビアには、ロヒンギャが1950年代から流入してきたので、2015年頃までに第四世代が出現している。彼らに関する従来のサウディアラビア国内でのイメージは、貧困地区の住民であった。だが、ここでは、それらの貧困地区に関してメディアで語り、国際世論に働きかけているサウディアラビアのロヒンギャのリーダーについて注目してみる。彼らは、高学歴者で、アラビア語を操作する高い能力や、ITメディアによる発信力などを駆使して、国際的ロビー活動力を発揮している。また、ロヒンギャ専用の衛星テレビ放送チャンネルが2016年に開設されている。どのようにしてITメディアを駆使する能力を身につけたのかは説明されていないが、トルコのように、ロヒンギャのジャーナリストに訓練を提供した国がある¹⁷。

2015年6月にサウディアラビア国内のビルマ人の分布が公表された¹⁸。総人口は、249,669人で、居住する都市・地域別の住民の数は、マッカ192,284名、メディナ9,622名、ジェッタ42,914名、ターイフ1,254名、中央州（首都リヤド等）552名、クンフィダ339名、東部地域462名、南部地域894名、バーハ248名とされた¹⁹。その統計が公表される以前には、サウディアラビアのロヒンギャは、マッカにのみ居住すると言われていた。この公表値からは、サウディアラビア国内で、マッカ以外の住民を含めてロヒンギャに関する詳細な調査が実施された経過が窺える。

サウディアラビアのロヒンギャ・コミュニティにおける生活は、2012～13年頃に以下のように報じられた。YouTube画像などでロヒンギャの生活地区の様子が映し出されたところでは、路上や学校の中は清掃されておらず、「スラム」の生活だと言えよう。ロヒンギャの平均的な月収は500～900SR (1US\$=3.75SR)であると推定されていた²⁰。世界銀行が定義する絶対的貧困(一日あたり所得が\$1.90)の水準を越えてはいたが、サウディアラビアの平均的

所得水準と較べると、最下層に位置する相対的な貧困の水準に位置づけられる。ロヒンギャのコミュニティは、アラビア語で「スラム (‘ashā’i)」と形容されて報じられていた²¹。ロヒンギャの就業する主な職種は、運転手、建設、小商店、野菜売り、職人などであったという。所得は低水準で、海外送金はしていなかったという。

ロヒンギャの子供は、70%が就学するが、コミュニティの慈善基金が設けた私立学校に通う者が多く、公立学校に行く者もいたという²²。クルアーン学校に通う児童が多いが、教育には無関心になっていたという。YouTube に映し出された学校は、清掃されずにゴミだらけであり、管理は杜撰なようであった。ロヒンギャにとって最も幸運な便宜は、サウディアラビアでは政府系の病院に無償で雇うことができることだろう。

1960年にロヒンギャの137世帯がサウディアラビアの国籍を取得して居住し、教育、保健、ビジネスマンとして働いていたという。サウディアラビアでは、おそらく1980年代頃に、ビルマ人国籍問題を解決するための委員会が設置され、同委員会は白色の査証を発行した。その取得者の数は約80,000人だったと言われる。だが、ただしそれは更新をされない査証であった²³。2011年以降、サウディアラビアでは、ビルマ・コミュニティの状況研究のための調査チームによる調査が実施された。その結果によると、マッカには、60年以上前にロヒンギャが住み始め、すでに第3世代までが住んでいた。2013年までにロヒンギャの過半数はサウディアラビア生まれとなり、二カ国語を話すようになっていた。そして、ロヒンギャの76%はサウディアラビアを祖国と見なしていたという。ロヒンギャ自身が、ロヒンギャの居住地区の生活については、上下水道の不備や狭い住宅などのため、生活水準は、「最悪」、「文明的な生活ではない」と評価していた。バングラデシュやパキスタンは、もはやサウディアラビアに居住するロヒンギャに査証を更新しないため、ロヒンギャの約100,000人は身分証も滞在証も所持しない状態に陥っていた。調査結果として、ビルマ人コミュニティにとって必要なものは、法律上の身分の取り扱い、健康の改善、雇用機会、教育を継続するための枠組と指摘された²⁴。

サウディアラビアでは、2013年3月に、無国籍のミャンマー人に関する委員

会が新たに設置された。同委員会は、バングラデシュとパキスタンとミャンマーの各政府にロヒンギヤについて問い合わせたが、それら三国は拒否したという²⁵。そこで、サウディアラビアの内務省、外務省、ハーリド・ファイサル・アール＝サ우드・マッカ州知事（在位 2007-13）の協力により、ロヒンギヤたちに滞在許可証が手渡されたという。また、サウディアラビアに既に住んでいるミャンマー人は、滞在許可証や労働ビザの違反者とは見なさないことに決定した。ハーリド・マッカ州知事は、故ファイサル第三代国王の子息であるが、このロヒンギヤ政策は、父の意思を受け継いだ政策であると説明された²⁶。

また、2013年からコミュニティ・再開発プロジェクトが、ロヒンギヤの地区となっているマッカのシャウキーヤ (al-Shawqīya) 地区で実施されることとなった。アブドゥッラー国王（在位 2005-15）がプロジェクトを開始し、ロヒンギヤの住民を登録し、職業訓練、学校、保健サービスの提供が開始された。2013年7月、マッカのビルマ人コミュニティには、住民状態改善委員会が設置され、教育部会、保護部会（身分や安全に関する部会）、検討部会（州、警察、労働事務所、入管、事務総長、コミュニティの長老などが部会員）で構成されていた。ジフテリアや回帰熱の予防について、約10万7千人の保健状況が改善され、約半年の期間に滞在許可証2000通が発行された。2014/5年（H. 1436年）には、ロヒンギヤの住民登録が開始され、マッカの情報センターとマッカの保健委員会本部が、新旧のロヒンギヤの出生者を登録し始めた。雇用や保健部門は、約12万人が裨益するプログラムの実施が目標とされた²⁷。2015年の報道では、シャウキーヤ地区には、「開発・職業訓練委員会」が設置され、それまでに250名が参加したとのことである²⁸。2016～17年には約700件の住民からの相談を受け付けたが、孤児と捨て子の問題、婦人からの要望が多かったという²⁹。

2017年までに、全国にビルマ人の14の事務所が国王の裁可によりサウディアラビア各地に設置され、うちマッカには6箇所が置かれた。それらは、イスラームの啓蒙活動や伝道活動を各地区で展開している。2017年7月、YouTube動画にアップロードされたテレビ番組の様子では、以上のロヒンギヤの生活地区の改善プロジェクトは、ロヒンギヤのための「世界で初」のプロジェクトと謳われた。国連・湾岸地域調整官のナビール・ウスマーン (Nabil 'Uthmān) 氏が

TV番組で上述のプロジェクトを賞賛した³⁰。

本節をまとめると、2013年以降のサウディアラビアにおけるロヒンギャの居住地区の開発プロジェクトに関しては、国際報道では詳細が伝えられていなかったのである。サウディアラビア政府は、前項で確認したように、バングラデシュなどの偽造の査証を所持する「違法滞在者」の取り締まりでは、サウディアラビアに従前から居住していたロヒンギャを区別して対応を進めたと指摘されていた。だが、実のところ、サウディアラビア政府は、不法滞在者の取り締まり活動の中でロヒンギャを大量に拘束していたものの、それらは、ロヒンギャというよりも身元不明な不法滞在者として認知されていた。そして、サウディアラビアの政府や州政府は、国内における長期滞在者のロヒンギャについて居住区、人口、生活に関して実態調査を進める方針が表明されていた。ロヒンギャの住民を登録し、職業訓練、学校、保健サービス等の提供が開始されていた。開発プロジェクトの推進によりサウディアラビア政府はロヒンギャの保護者として面目躍如の役割を果たし、正当性を強化したと言える。

3 ロヒンギャの「ロビー活動」

本節では、まず、サウディアラビアでロヒンギャに関してメディアで啓発活動を展開したロヒンギャ・コミュニティのリーダーに関して検討する。次に、サウディアラビアのように全方位均衡を特徴とする国家において、非国家主体であるロヒンギャ・コミュニティのような活動がどのような政治的特質をもっていたのかについて検討する。

3.1 3名のロヒンギャ・コミュニティのリーダー

サウディアラビア発のロヒンギャ・コミュニティの国際的リーダーとして、三人がインターネット・メディアで確認できる。アブー・シャマウ・ビン・アブドゥルマジード (Abū Shama' bin 'Abd al-Majīd) は、シャリーアに関する修士号取得者で、年齢は2011年時点で58歳、ラービタ (世界イスラーム連盟) の職員であるが、アラビア語のサイトやメディアでは「ミャンマー人のシャイフ (長老、賢人)」と紹介されている。アブー・シャマウは、彼の視点で見たサウディ

アラビアのロヒンギャ・コミュニティに関して語った³¹。彼は、サウディアラビアにおいて、ロヒンギャに関する初期の報道 (2009～2013年) の情報源として、強いインパクトを与えたと考えられる。

アブドゥッラー・マアルーフ (Abd Allāh al-Mārūf) は、学歴や経歴は公開されていないが、「サウディアラビアにおけるビルマ・コミュニティの事務総長」、「ロヒンギャセンター・センター長」、「アラカン・ロヒンギャ・ユニオン (Arakan Rohingya Union, ARU) の副事務総長」等を名乗り、OICの職員でもある。彼は、アラビア語と英語の両言語で、サイトや国際メディアで発信している。

「サウディアラビアにおけるビルマ・コミュニティの事務総長」によると、ARUは、サウディアラビア国内の14のロヒンギャの地方組織を束ねる冠組織である。2013年3月20日に、アブドゥッラー・マアルーフは、ロヒンギャセンターのセンター長として、アブドゥッラー国王治下のサウディアラビアに感謝を表明した³²。また、OIC閣僚によるミャンマーへの2012年と2013年の訪問を高く評価した。アブドゥッラー・マアルーフは、2015年8月、イスタンブールに「グローバル・ロヒンギャセンター」の事務所を開設した³³。トルコによるロヒンギャ支援促進のための活動も活発にさせようと意図している。

ワカール・ウッディーン博士 (Dr. Wakar Uddin, d.2022) は、ペンシルバニア州立大学の教授であった³⁴。アラカン・ロヒンギャ・ユニオン (Arakan Rohingya Union, ARU) の理事長 (Director General) や、ビルマ・ロヒンギャ・北米協会 (Burmese Rohingya Assoc. North America, BRANA) の創設者であり、ARUの議長 (Chairman & Founder) を務めた。ARUは、2011年5月30～31日、サウディアラビアのジェッダ (Jidda) で開催されたOICのロヒンギャ会議に出席した「ロヒンギャ議会」の代表であるという。ARUは、世界各地のロヒンギャ団体を代表する非営利団体であり、ミャンマー/ビルマにおけるエスニック・マイノリティであるロヒンギャの直面する問題に政治的な解決を模索する任務を担っていると説明されている³⁵。

以上のように、サウディアラビアのメディアやSNSでは、シャリーアに関する修士号取得者、アラビア語と英語の両言語で話す修士号取得者、ウェブサイトや国際メディアで発信する米国州立大学の教授の3名が活躍していた。また前者

二人は、イスラーム諸国協力会議機構 (Organization of Islamic Cooperation, OIC) の職員でもあった。

3.2 ロヒンギャ・コミュニティの政治的特質

ARU は、ワカール・ウッドディーンが理事長、アブドゥッラー・マアルーフが事務総長を務めた。ARU は、ミャンマーにおけるロヒンギャの市民権の回復と政治的権利と人権の保護、社会・環境・文化・経済・教育インフラの改善を目的として掲げている。ARU は、平和的共存、民主主義、人権、連邦主義を模索しながら、ミャンマーの領土的統一の中にラカイン州がおかれるという原則に同意して設置されたという。

これらの活動目的と方針は、サウディアラビアの全方位均衡の観点には受け入れやすいと言える。なぜなら、ARU は、ミャンマーの既存の国境や政府を肯定する枠の中で、ラカイン州の開発やミャンマーにおけるムスリム市民の権利を求めている。そして、その手段として、ARU は、広報活動や権利運動、国家との協力を進めようとしている。

ARU の主な活動実績には、北米大会の開催があり、メディアでの発信は活発で多数に及ぶ。三名の「リーダー」は、メディアでロヒンギャ危機の最新ニュースやサウディアラビアのロヒンギャの生活に関して活発に発信した活動と、イスラーム国際組織に関与した二点が共通している。

三名のうち、比較的若いワカール博士とマアルーフ (2012年10月から) は、Twitter を使いこなした³⁶。また、サウディアラビア国内や北米で集会を開催している。多種の IT 機器を使い、フェイスブックサイトの開設 (2013年頃からあまり活発ではない)、YouTube へのアップロード、衛星テレビ番組への出演、インターネットサイトへの出演、専用衛星放送の開設といったように、活発に活動を繰り広げた。2016年10月には、ロヒンギャによる初めての衛星テレビチャンネル、Rohingya Vision が設置された³⁷。ロヒンギャ語が話されている様子である。Rohingya Vision の放送番組は、YouTube にアップロードされている³⁸。ロヒンギャのフェイスブックのサイトや YouTube のポスティングは、ホストの企業によって知らない間に削除されてしまう³⁹ ことがあるが、この三名による

活動は、独立した高い発信力を達成していると言える。

三名は、サウディアラビアでの全国的活動、サウディアラビアの地方での活動、北米での活動、メディアの利用、イスラーム国際組織の活動を重層的に展開した。サウディアラビア政府は、それらを承知している。ただし、それらの三名の「ロビー活動」は、「迫害を受けているロヒンギャだから」活動ができた、という単純なものではなく、全方位均衡に馴染むから活動が容認されると考えられよう。

「ロヒンギャのロビー活動」は、ロヒンギャ版の「パレスティナ解放機構 (PLO)」のような組織なのだろうか。「ロヒンギャのロビー活動」は、PLO に較べると、組織として遙かに小規模で脆弱であり、メディアでの活動に強く依存しているように見える。サウディアラビアなどのムスリム諸国や OIC との接点は判明するだが、その詳細な「ロビー活動」について、全貌が明らかにされているわけではない。また、「ロヒンギャのロビー活動」は、武装闘争活動には関わった経緯がない。

以上の「ロヒンギャのロビー活動」をそれ以外のロヒンギャの団体や活動と較べてみよう。ロヒンギャだからといって何か特定の組織形態が自明にありえるわけではないことや、「ロヒンギャのロビー活動」の個性が浮き彫りになる。ヨーロッパ諸国で移民となっているロヒンギャが個人活動を展開している例として、「自由ロヒンギャ連合 (Free Rohingya Coalition, FRC)」があげられる。FRC は、OIC やムスリムメディアとの連携は弱く、欧米系メディアでの発信を中心に展開している⁴⁰。また、特定の政府との協力関係は視えない様子であり、欧米、アジア、ムスリム諸国のどれに対しても政府批判の論調が強い。つまり、FRC は、「ロヒンギャのロビー活動」よりも小規模で、政府との関係がなく、批判的な個人活動である。

また別のロヒンギャの活動例では、やや遡るが 2005 年、ロヒンギャ連帯機構 (Rohingya Solidarity Organization, RSO) の指導者 Moulavi Deen Mohammed が、バングラデシュからサウディアラビアを訪問中に心臓病で他界した⁴¹。この前後の経緯からは、サウディアラビア政府は、この革命運動の指導者に対して敬意を払っていたものの、ロヒンギャの政治的代表として認めず、支援していなかったと窺える。

サウディアラビアは、ロヒンギャによる武装活動を承認していない。アラカン・ロヒンギャ救済軍 (Arakan Rohingya Salvation Army, ARSA) がミャンマー国内で2016年8月に開始したゲリラ作戦は、ミャンマー軍による激しい掃討作戦を招いた。ARSAについては、サウディアラビア在住ロヒンギャ、アターウッラー・アブー・アンマール・ジュヌーニー (Ata Ullah Abu Amar Jununi) が始めた組織であると報じられた。アターウッラーは、パキスタン生まれで、父と共にマッカに移住したが、2012年にアラカンでロヒンギャの受けた迫害をニュースで見て憤り、アフガニスタンないしパキスタンに渡って、軍事訓練を受けた経歴があると言われている⁴²。

サウディアラビアを含むOIC諸国は、アラカン・ロヒンギャ救済軍 (ARSA) を非難している。ARSAは、サウディアラビアに活動拠点を置いていないし、武装活動の開始後、サウディアラビアの市民から資金を受け取った等の報道もない。

2017年以降に確認できる限り、ミャンマーやバングラデシュに住むロヒンギャのイスラーム学者は、防衛目的であっても、ジハードの行為を非難している。それは、ミャンマー政府の暴力に抵抗する術のない弱者として、ミャンマー政府に暴力行使の口実を与えたくないための発言である。だが、インドネシアの「イスラーム防衛戦線 (Front Pambela Islam, FPI) が、ミャンマーでのジハードのために志願戦士を募った⁴³。また、過去にバングラデシュに拠点を置いてミャンマー国境のミャンマー軍に攻撃を仕掛けていたRSOは、バングラデシュ、パキスタン、アフガニスタン、カシュミール、マレーシアの武装団体から支援を受け取っていた⁴⁴。

まとめると、サウディアラビアの政府や市民が、ロヒンギャの革命運動や武装活動を支援した証拠は、確認できないと言える。また、ロヒンギャの「ロビー活動」は、テロ組織とは対照的に、メディアでサウディアラビア政府や市民の関心を喚起し、政府と市民によるロヒンギャ・コミュニティの開発を高く評価する。そして、イスラーム的国際組織にロヒンギャ危機への取り組みを促進させている。

本節をまとめると、サウディアラビアのメディアやSNSでは、修士号取得者

や博士号取得者の高学歴のロヒンギャが、アラビア語と英語の両言語で、ウェブサイトや国際メディアにおいて、ロヒンギャのサウディアラビア国内やミャンマーにおける様子に関して発信していた。そのうち二人は、イスラーム諸国協力会議(OIC)の職員でもあった。三名のロヒンギャのリーダーによる「ロビー活動」は、「迫害を受けているロヒンギャだから」活動ができた、という単純なものではなく、彼らによるミャンマーの統合の目標や非暴力的権利回復運動が全方位均衡に馴染むから活動として容認されたのだと考えられよう。

4 難民研究と全方位均衡の統合:サウディアラビア政府とロヒンギャの「ロビー活動」

全方位均衡論の視座で評すると、サウディアラビア政府は、2011年以降の国内治安対策と外国人労働者政策を転換する際に、他の違法入国者と同様に、不法滞在者や密入国者を国外退去に処していたが、その際に「ロヒンギャ」であるか否かは逮捕拘束から免除される要件とされなかった。不法労働者の一掃キャンペーンは、国内治安の安定化のためであるが、犯罪集団やテロを取り締まる目的もある。しかし後にサウディアラビア政府は、ロヒンギャの国籍確認と査証の再発給を進めると表明していた。また、ロヒンギャ地区の開発事業は、ロヒンギャのリーダーによるサウディアラビア政府への謝意の表明により、サウディアラビア王政の正当性に寄与するものであった。

本稿で設定した仮説1～4は、以下の結論1～4とする。

結論1 サウディアラビア政府は、全方位均衡を優先的な行動原理とする。

結論2 サウディアラビア政府は、同国政府と協力的に行動するロヒンギャの「ロビー活動」の活動を容認する。

結論3 サウディアラビア政府は、国内のロヒンギャの現地統合を目標としている。

結論4 また、サウディアラビア政府は、国内のロヒンギャを保護するが、不法滞在者に対しては、ロヒンギャであるか否かを問わず、強制移動によって排除しようとする。そこでは、人権侵害が起きている。

ロヒンギャのかつての様々な政治集団は、ミャンマーの分離主義、連邦主義、

武装闘争路線などの政治活動を志向していた。だが、新しく出現したロヒンギャの「ロビー活動」や ARU は、それらのどれでもなく、アラカン州の分離独立やミャンマーの体制転換などの「反体制行動」を目標としているのでもない。ジェノサイドの停止、人権保護、難民の帰還などを求めるのみなので、サウディアラビア政府の全方位均衡を達成するという目標に適合する。

ただし、サウディアラビアの全方位均衡行動は、パワーの観点では「弱国」であったとしても、人道危機へのコミットを妨げるものではなく、「難民」受け入れや、人道支援の展開を図った点に着目することができる。この点で、本稿は、全方位均衡論を批判的に、グローバルなイシューである難民政治に適用する試みとして一定の成果をあげたと考えられる。

なお、本稿は、サウディアラビアがロヒンギャ危機に対して展開した国際政策に関しては、検討できなかった。この点に関しては、稿を改めて論じたい。

参考文献

- 小副川琢 (2021) 「安全保障―全方位提携論」とレバノン」中村覚監修・末近浩太編著『シリア・レバノン・イラク・イラン』ミネルヴァ書房、145-165.
- 日下部尚徳, 石川和雅編著 (2019) 『ロヒンギャ問題とは何か：難民になれない難民』明石書店.
- 小泉康一 (2019) 『「難民」をどう捉えるか：難民・強制移動研究の理論と方法』慶應義塾大学出版会.
- 重政公一 (2018) 「ミャンマーのロヒンギャ問題と ASEAN ―内政不干渉と保護する責任の間で」『国際政治』190: 81-96.
- スミス, マーティン (1997) 『ビルマの少数民族問題』明石書店.
- 土佐桂子 (2012) 「ミャンマー軍政下の宗教―サンガ政策と新しい仏教の動き」工藤年博編『ミャンマー政治の実像―軍政 23 年の功罪と新政権のゆくえ』アジア経済研究所.
- 中村覚 (2014) 「サウディアラビアのシリア政策での国内治安対策による制約：全方位均衡論の観点から」『国際政治』178: 58-72.
- 中村覚 (2017) 「サウディアラビアによる脱対米依存：フランスと中国への接近」『CISTEC ジャーナル』167: 112-127.

中村覚 (2023a) 「君主制国家を論ずる視点」中村覚監修・編著者『君主制諸国』ミネルヴァ書房: 1-11.

中村覚 (2023b) 「外交—全方位均衡論とサウディアラビア建国期のバンドワゴン—」中村覚監修・編著者『君主制諸国』ミネルヴァ書房: 171-196.

ビルマ連邦連合政府 (1999) 『ビルマの人権』ビルマ国際議連・日本訳, 明石書店.

掘抜功二 (2019) 「中東のロヒンギャ」日下部尚徳, 石川和雅編著『ロヒンギャ問題とは何か: 難民になれない難民』明石書店: 183-188.

山本直 (2023) 『オルバンのハンガリー: ヨーロッパ価値共同体との相剋』京都: 法律文化社.

横田貴之・金谷美沙 (2023) 「域内外交—全方位均衡論によるエジプト歴代政権の政策分析」中村覚監修・横田貴之編『エジプト』ミネルヴァ書房. 135-157.

David, Steven R. (1991) "Explaining Third World Alignment." *World Politics* 43: 233-56.

Job, Brian L. (1992) *Insecurity Dilemma*. Boulder: Lynne Rienner.

Smith, Martin. (1991) *Burma: Insurgency and the Politics of Ethnicity*. London: Zed Books.

Yamani, Hani A.Z. (1997) *To Be a Saudi*. London: Janus Publishing.

注

1 2012年までのロヒンギャ危機の史的背景の概説は、(重政 2018, 81-85)を参照。

2 掘抜は、サウディアラビアを含むアラブ諸国における対応に関して紹介したが、全容説明にはほど遠い (掘抜 2019, 183-188)。

3 Rohingya Crisis: Saudi Arabia Stays Silent on Growing Humanitarian Disaster Despite Oil Interests and Historic Ties. *Independent*. Sep.21, 2017. <https://www.independent.co.uk/news/world/middle-east/rohingya-crisis-latest-saudi-arabia-burma-muslim-refugees-persecution-rakhine-oil-bangladesh-china-a7958716.html>. 以下、本稿で引用したホームページやSNSサイトは、すべて、2020年10月1日にアクセスを確認した。

4 Myanmar: A New Muslim Insurgency in Rakhine State. *International Crisis Group*.

- Dec.15, 2016. <https://www.crisisgroup.org/asia/south-east-asia/myanmar/283-myanmar-new-muslim-insurgency-rakhine-state>.
- 5 ミャンマーにおける少数民族に対する人権侵害の経緯、特にロヒンギャに対しては以下を参照。(スミス 1997, 85-91; ビルマ連邦連合政府 1999, 183, 258-265) .
 - 6 ミャンマーにおける仏教布教の国策全般に関しては、(土佐 2012, 201-233) を参照。
 - 7 Special Report: Myanmar Gives Official Blessing to Anti-Muslim Monks. *Reuters*. Jun.27, 2013 (electronic version).
 - 8 「スー・チー氏、ロヒンギャ人の支持明言せず 西部の衝突めぐり」*AFP*. 2012年11月5日(電子版) .
 - 9 1978年にはアラカン州の掃討作戦 *Nagamin* で、約20万人のムスリム村民が避難民となった (Smith 1991, 308) .
 - 10 ここで、「適用できる」というのは、たとえば、イランの政治行動を必ず、全方位均衡論で演繹的に説明できる、などという意味ではない。むしろ、イランの政治行動を実証的に検討する際に、全方位均衡論に基づいているのかどうかという仮説を立てることができるという意味である。なぜなら、新興・途上国の政権の全てが常に、実際に全方位均衡論に基づく行動をとると前提できるわけではないからである (中村 2023b, 171, 192-4)。
 - 11 Syed Neaz Ahma. Burma's Exiled Muslims. *Guardians*. Oct.12,2009. <https://www.theguardian.com/commentisfree/2009/oct/12/burma-muslims-rohingya-saudi-prisons>.
 - 12 James M. Dorsey. Saudi Arabia's Treatment of Persecuted Rohingyas. *BLITZ*. Aug.23, 2019. <https://www.weeklyblitz.net/news/saudi-arabias-treatment-of-persecuted-rohingyas/>.
 - 13 Brian Whitaker. Saudi Expulsions Crisis. *al-bab.com*. Nov.4, 2013. <https://al-bab.com/saudi-expulsions-crisis>.
 - 14 Wazīr al-Mughtarabīna al-Banjīlādīshī: Mu'zam al-Jarā'im fi al-Su'ūdiya min al-Būrmīna alladhīna Yaḥmilūna Jawāzāt Banjīlādīshīya. *Akhbār 24*. Fibrāyir 22, 2012. <https://web.archive.org/web/20191216200645/https://akhbaar24.argaam.com/article/detail/52595>.

- 15 Rohingya Detainees on Hunger Strike Tortured by Saudi Arabia. *teleSUR*. Apr.18, 2019. <https://www.telesurenglish.net/news/Rohingya-Detainees-on-Hunger-Strike-Tortured-by-Saudi-Arabia-20190418-0019.html>.
- 16 Bangladesh to Assess Saudi Request on Taking Back Rohingyas. *New Age Bangladesh*. Feb.13, 2020. <https://www.newagebd.net/article/99458/bangladesh-to-assess-saudi-request-on-taking-back-rohingyas>; Saudi Arabia Won't Send Rohingya Back to Bangladesh. *Andolu Ajans*. Dec.3, 2021. <https://www.aa.com.tr/en/middle-east/-saudi-arabia-wont-send-rohingya-baAndock-to-bangladesh/2173654>.
- 17 Rohingya Journalists Being Trained in Turkey. *Arakan News Agency*. Feb.23, 2018. http://arakanna.com/wp_arakanna/en/?p=13366. Rohingya journalists being trained in Turkey.
- 18 サウディアラビアのメディアなどでは、ビルマがミャンマーと改称した後も、ミャンマー（人）ではなくて、ビルマ（人）と記す表記が見られる。Akthar min Rub' Miliyūn "Burmāwī" Ya'ishūna fī al-Su'ūdiya: Aghlab-hum Yamtahnūna al-sibāka wa al-Kahrbā' wa al-Binā' wa al-Najjara. *Sabq*. Yūniyū.14, 2015. <https://sabq.org/c29gde>.
- 19 (al-Burmāwiyūna) 77 'Āman min (al-Firār al-Dīn) Ilā al-Su'ūdiya...wa (Bītāqat al-Iqāma) Tuḍyī' al-Amal. *Wikārat Anbiyā' Arakān*. n.d., https://arakanna.com/wp_arakanna/18134/.
- 20 Al-Jāliyat al-Burmāwiya bi-Al-Mamlaka. *Al-Ma'arifā*. n.d., <https://www.marefa.org/البورميةبالمملكةالمعرفةالجالية>.
- 21 Rub' Miliyūn "Burmāwī fī al-Su'ūdiya. May 8, 2013. <https://www.youtube.com/watch?v=RaNICCKu4-8>.
- 22 (al-Burmāwiyūna) 77 'Āman min (al-Firār al-Dīn) Ilā al-Su'ūdiya...wa (Bītāqat al-Iqāma) Tuḍyī' al-Amal. *Wikārat Anbiyā' Arakān*. n.d., https://arakanna.com/wp_arakanna/18134/.
- 23 I'adat Tartīb Awraq al-Jāliyat Dhāt al-Iqāmat al-Dā'ima fī Makka: al-Burmāwiyūna Harabū bi-Dīn-him min al-Baṭṣh Ilā Amān al-Ḥaram. *'Ukāz*. Ibrīl 8, 2011. <https://>

www.okaz.com.sa/article/390743.

- 24 D. ‘Abd al-Wahhāb Nūr. Walī Mushrif ‘Alā Farīq Baḥthī li-Dirāsāt Awdā’ al-Jāliya al-Burmāwī fi al-Mamlaka. *Twitter*. #قضية_رأي_عام. Jan.7, 2013. <https://twitter.com/qadeyya> | هاشتاغ #قضية_رأي_عام.
- 25 Shaykh al-Jāliya al-Būrmāwiya bi-al-Su‘ūdiya: al-Būdhiyūna Dukhalā’ ‘Alā Arākān..Maṣāliḥ al-Duwal bi-Būrmā Qalīla fa-Tadkhl-hu Saṭḥī. *Al-Muslim*. Aug.21, 2012. <https://web.archive.org/web/20180104191618/http://almoslim.net/node/168299>.
- 26 Taswiyat Awdā’ al-Būrmīyīna fi al-Su‘ūdiya ba‘ada ‘uqūd ‘alā Muji’him. *Al-Quds*. Mar.31, 2013. https://web.archive.org/web/20170727064052/http://arakanksa.com/wp/بعد_تسوية_اوضاع_البورمييين_في_السعودية.
- 27 Al-Jāliya al-Būrmāwiya fi A‘yun al-Su‘ūdiya. *YouTube*. Sep.4, 2017. https://www.youtube.com/watch?v=3_wNTNxovik.
- 28 Makka..Dawrāt Tadrībiya lil-‘Āmilīna fi Idārat al-Jāliya al-Burmāwiya bi-al-Sharqīya. *Tawāṣul*. Dec.23, 2015. <https://twasul.info/دورات-تدريبية-للعاملين-في-إدارة-ال-مكة>.
- 29 Amīn ((al-Jāliya al-Būrmāwiya)): 600 Hālat ((‘Āliqa))…wa ((lajna)) lil-Batt fihā. Jul.13, 2013. *Mubāshir*. https://www.mubasher.info/news/2362403/«ولجنة»_و«عاقلة»..._للنت_أمين_الجالية_البرماوية:600_حالة.
- 30 Al-Jāliya al-Būrmāwiya fi A‘yun al-Su‘ūdiya. *YouTube*. Sep.4, 2017. https://www.youtube.com/watch?v=3_wNTNxovik.
- 31 I‘adat Tartīb Awrāq al-Jāliyāt Dhāt al-Iqāma al-Dā’ima fi Makka: al-Burmāwiyūna Harabū bi-Dīnhim min al-Baṭsh Ilā Amān al-Ḥaram. *‘Ukāz*. Apr.8, 2011. <https://www.okaz.com.sa/article/390743>.
- 32 Ra’is al-Markaz al-Rūhinjī: Duwar Muhimm lil-Mamlaka fi Da‘am Muslimī Miyānmār. *Al-Waṭan*. Mar.20, 2013. <https://www.alwatan.com.sa/article/176588/في-دعم-مسلم-القصيم-رئيس-المركز-الروهنجي-دور-مهم-للمملكة>.
- 33 Markaz ((al-Rūhinjā al-Dawli)) Yaftataḥ Fur‘an fi Iṣṭānbūl. *Al-Maṣrī al-Yawm*. Aug.17, 2015. <https://www.almasryalyoum.com/news/details/794019>.

- 34 Wakar Uddin, Ph.D. Department of Plant Pathology and Environmental Microbiology, PennState College and Environmental Microbiology. <https://plantpath.psu.edu/directory/wxu2>.
- 35 About Us Who We Are Dr. Wakar Uddin. *Arakan Rohingya Union*. <https://rohingyaunion.org/about-us/>.
- 36 ‘*Abdullāh Ma’rūf al-Rūhinghī al-Arkānī*. *Twitter*. <https://twitter.com/askmarof?lang=ja>; Wakar Uddin, <https://twitter.com/wquddin>.
- 37 First Rohingya Satellite TV Broadcasting Speech by RVISION Dir... Rohingya Vision. Oct.3, 2016. <https://www.facebook.com/RohingyaVisionTV/videos/first-rohingya-satellite-tv-broadcasting-speech-by-rvision-dir/1197149867004721/>.
- 38 例えば、以下がある。“Civil Society Calls for Attention to Cox’s Bazar.” Mar.31, 2020. https://www.youtube.com/watch?v=K3waiy1_m6s&list=RDCMUCEXLvCo2kZK11JbcAY38MUA&start_radio=1.
- 39 Why Are Posts by Rohingya Activists Getting Deleted? Sep.23, 2017. http://arakanna.com/wp_arakanna/en/?articles=why-are-posts-by-rohingya-activists-getting-deleted.
- 40 Who We Are. *The Free Rohingya Coalition (FRC)*. n.d., https://freerohingyacoalition.org/en/?page_id=53.
- 41 A Revolutionary Leader Passed Away. *Online Burma/Myanmar Library*. May 5, 2005. <https://www.burmalibrary.org/en/a-revolutionary-leader-passed-away>.
- 42 Myanmar: A New Muslim Insurgency in Rakhine State. *International Crisis Group*. Dec.15, 2016. <https://www.crisisgroup.org/asia/south-east-asia/myanmar/283-myanmar-new-muslim-insurgency-rakhine-state>.
- 43 Rohingya Muftis Issue Fatwas Stopping the Persecuted Community from Fighting Myanmar. *Scroll.in*. Mar.13, 2018.<https://scroll.in/article/871728/rohingya-muftis-issue-fatwas-stopping-the-persecuted-community-from-fighting-myanmar>.
- 44 Myanmar (Burma): Extremism & Counter-Extremism. *Counter Extreme Project*. n.d., <https://www.counterextremism.com/countries/myanmar>.

Conjugation of Omnibalance Theory with Refugee Theory: The Protection of Rohingya Refugees in Saudi Arabia

Satoru NAKAMURA

This paper sheds light on Saudi Arabia's domestic policy toward Rohingya refugees after 2012 by referring to Arabic sources. As the result that Rohingya "lobbyists" appealed in Arabic media and SNS regarding the Rohingya crisis, Saudi Arabia introduced comprehensive policies to protect Rohingya inhabitants within Saudi Arabia. This paper examines the interaction between Saudi Arabia and Rohingya "lobbyists" by combining omnibalance theory with refugee politics theory.

International media reported that Saudi Arabia had done nothing to solve the Rohingya crisis and instead expelled Rohingyas residing within their borders. However, sources in Arabic media reveal that Saudi Arabia has protected Rohingya refugees. Rohingya refugees have lived in Saudi Arabia since the 1950s, and highly educated Rohingya Arabic speakers have appealed the refugees' distress to the media, finally moving the Saudi Arabian government and citizens to initiate a package policy to improve the standard of living for Rohingyas residing in Mecca. In 2013, the Saudi Arabian government issued residential permission to Rohingyas and established social, economic, and educational policies to improve Rohingya life.

In the last decade, the author has revised the omnibalance theory to analyze the security behavior of weak states, small states, and developing countries. In this paper, the case study of refugee politics is used to demonstrate how to apply the omnibalance theory to frame policy engagement for non-security issues that prioritize security deliberation.